### 平成10年9月4日付市長決裁 10川健障施第272号

### 川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が障害者福祉施設等を整備するために要する費用の 一部を予算の範囲内で必要な額を補助することについて定めることにより、障害者の福 祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

- 第2条 この要綱において対象とする施設は、次の施設とする。
  - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条に規定される施設のうち、療養介護(同条第6項)、生活介護(同条第7項)、短期入所(同条第8項)、施設入所支援(同条第10項)、自立訓練(同条第12項)、就労移行支援(同条第13項)、就労継続支援(同条第14項)、共同生活援助(同条第15項)、相談支援(同条第16項)のいずれかの事業を行う施設
  - (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条に規定される児童福祉施設のうち、 障害児入所施設、児童発達支援センター
- 2 前項の施設等に付随する、障害者、家族、地域、関係機関を総合的に支援するスペース、市民との交流を目的としたスペース等のうち、市長が適当と認めたもの
- 3 その他、市長が必要と認める施設

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、別表1の左欄に掲げる整備区分毎に右欄に掲げる経費とする。

(補助対象者)

- 第4条 この補助金の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。
  - (1) 法人格を有する者、又はその設立が確実と認められる者。
  - (2) 第2条各項に規定される施設のうち、市の施策に基づく事業を行うため施設を整備する事業者として市長が認めた者。

(補助の申請)

- 第5条 この補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類 を市長あて提出しなければならない。
  - (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 事業に係る収支予算書
  - (4) 見積書等補助金の算出に係る書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定)

- 第6条 市長は、補助の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、予算の範囲内において補助の要否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により決定した結果を、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助率等)

- 第7条 この補助金の補助率は4分の3とする。ただし、次の各号による場合はこれによらない。
  - (1) 別表 1 改築については、補助率を 2 分の 1 とする。
  - (2) 前号の規定に関わらず、別表2に定める旧障害者地域福祉活動ホーム及び譲渡又は 貸付により民設化した施設の建替えについては、十分な資金の積み立てが困難である ことを考慮し、補助率を4分の3とする。
  - (3) 別表1その他に定める「市長が適当と認めた経費」のうち、市有地等に施設整備を 行う場合で、地中障害物の撤去費用等、補助事業者の責に帰さない事由があり、かつ 市長が承認したものについて、市長が必要と認める額を補助することができる。
- 2 補助額は別表3に掲げる費目ごとに算出した補助基準額に前項に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の規定に関わらず、別表1改築については、前項で算出した金額に既存施設の支援費制度開始前の期間における減価償却費に相当する金額の合計額を加えた額を補助額とする。ただし、この金額は、改築における建設工事費の補助基準額の4分の1を上限とする。
- 4 前項の減価償却費に相当する金額については、既存施設の各年の残存価格に減価償却 資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第7で定める 定率法による償却率を乗じた額とする。
- 5 第2項又は第3項の規定により算出した補助額については、費目ごとに1,000円未満の 端数が出た場合は切り捨てるものとする。

(補助の条件)

- 第8条 第6条第1項による補助の決定には、次の条件を付するものとする。
  - (1) この要綱による補助金の交付を受けて行う事業(以下この条において「事業」という。)に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を得なければならない。ただし、建設工事費と設備整備費については、他の経費との配分の変更は認めないものとする。
  - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を得なければならない。
    - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
    - イ 建物等の用途
    - ウ 入所定員又は利用定員
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得なければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らない。
- (7) 事業完了後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。 なお、当該仕入控除税額については、その全部又は一部を川崎市に納付させることがある。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、川崎市が行う契約手続きに準拠しなければならない。
- (10) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱による補助金の交付を受ける経費 については、これと重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金、又は、JKA (旧:日本自転車振興会及び旧:日本小型自動車振興会)若しくは日本財団(旧:日 本船舶振興会)の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (12) 補助を受けたものは、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (13) 第1号から第3号に掲げるもののほか、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は前項各号に掲げる条件のほか、第6条の規定により補助金交付の決定を受けた事業者(以下「補助金交付事業者」という。)による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者及びこれを含む共同企業体。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に定める条件を付するものとする。
  - (1) 補助金の交付決定額が1,000,00円を超え、かつ補助金交付事業者が補助 事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内 中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行 わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認 める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りではない。
    - ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
    - イ その他市長が必要と認めるとき。

#### (2) その他市長が必要と認める条件

(補助金の交付等)

第9条 補助金は設計及び工事の進捗状況等に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を概算払にて支払うことができる。

#### (補助金の返還等)

- 第10条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、補助の 決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
  - (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 第8条若しくは第11条の規定に違反したとき。
  - (4) 自らの責により事業を中止したとき。
  - (5) 第4条第1号に掲げるものである場合であって、法人の設立が認められなかったとき。

#### (実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 実績報告書
  - (2) 発注実績報告書
  - (3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が
  - 1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第8条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果のわかる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職指名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、 第8条ただし書きの規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企 業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の実績報告書により補助金の余剰が判明したときは、速やかに余剰金を 返還させなければならない

附則

- 1 この要綱は、平成10年2月1日から施行する。
- 2 障害福祉施設等調査事業補助金交付要綱(平成9年2月1日実施)は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に開始された障害者福祉施設等の整備事業に対する取扱については なお従前の例による。

(平成29年2月2日川健施第331号・市長決裁)

(社会復帰棟跡地の整備に係る補助金の額の特例)

4 川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱(平成18年3月14日付け17川健高事第861号)(以下「介護施設等整備費補助要綱」という。)第2条第1項第2号の規定に基づく老人短期入所施設を整備する事業に係る補助金の額の規定は、広域型特別養護老人ホーム(井田リハビリテーションセンター社会復帰棟跡地)に障害者短期入所を併設する整備事業に係る補助金の額について準用する。この場合において、介護施設等整備費補助要綱第2条第1項第2号中「老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設を整備する事業」とあるのは、「障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所」と読み替え、介護施設等整備費補助要綱別表4に規定する補助基準額は、「定員1人当たり3、550、000円」を適用する。

(本要綱の適用しない規定)

5 前項の補助金の額に関する規定により、本要綱第3条、第7条及び第8条第1号は適用しない。

附則

この要綱は、平成10年9月7日から施行する。 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 跡 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の規則の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

# 別表 1

	東	隆 備 区 分	対 象 経 費
創	設	新たに施設を建設するもの。	測量調査費・地質調査費・ 環境影響調査費・建設設計 費・工事監理費・建設工事 費・設備整備費・その他市 長が適当と認めた経費
増	築	現在定員の増員を図るため、既存施設の建て増しをするもの。	建設設計費・工事監理費 建設工事費 設備整備費
改	築	老朽化等に伴い、既存施設の建て替えをするもの。	その他市長が適当と認めた経 費
解	体	老朽化等に伴い、既存施設の解体をする もの。	解体設計費 解体工事費
そ	の他	市長が適当と認めた整備事業	市長が適当と認めた経費

## 別表 2

	事業所名称	事業所住所
1	第1やまぶき	高津区子母口374
2	つくし	幸区北加瀬2-11-17
3	かざぐるま	川崎区田島町6-3
4	第2やまぶき	高津区子母口374
5	すえなが	高津区末長276
6	あかね	多摩区布田29-30
7	なしの実	多摩区三田2-3256
8	たちばな	高津区蟹ヶ谷339
9	むぎの穂	川崎区日進町13-23
10	どりーむ	幸区南加瀬3-4-7

費目	補 助 基 準 額
測量調查費 地質調查費 環境影響調查費	当該年度予算額の根拠となった所要額(実支出額がこれに満たない 場合は実支出額)
建築設計費	当該年度予算額の根拠として算出した建設工事費補助基準額に3% を乗じて得た額(実支出額がこれに満たない場合は実支出額)
解体設計費	当該年度予算額の根拠として算出した解体工事費補助基準額に3% を乗じて得た額(実支出額がこれに満たない場合は実支出額)
建設工事費	当該年度予算単価(実行単価がこれに満たない場合は実行単価)に 第2条に定める事業に要する面積を乗じて得た額(実支出額がこれ に満たない場合は実支出額) 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認 めた額を加算することができる。
解体工事費	当該年度予算単価(実行単価がこれに満たない場合は実行単価)に解体建物の面積を乗じて得た額(実支出額がこれに満たない場合は実支出額) 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
工事監理費	建設工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額(実支出額がこれ に満たない場合は実支出額)
設備整備費	当該年度予算額の根拠となった所要額(実支出額がこれに満たない 場合は実支出額)
市長が適当と認めた経費	市長が適当と認めた額

# 補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

法人() 名 代表者名住 所 電話番号

次により 年度川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金の交付を申請します。

事業の名称	
事業の目的	
及び内容	
交付申請額	
算 出 内 訳	
経費配分	
及び	
財源內訳	
完了予定日	

(添付書類) 事業計画書・収支予算書・見積書等 その他市長が必要と認めるもの (趣旨)

第1条 この要綱は、民間障害児(者)施設等(以下「施設」という。)に対し、予算の範囲内で民間障害児(者)施設等運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めることにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日までに)に行う別表に定める事業とする。

(補助対象経費)

- 第3条 前条の事業において補助の対象は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 平成29年度末までに整備された施設の整備に係る借入金の返済に充当する償還金(次号に定めるものを除く)
  - (2) 地域生活支援拠点の整備に係る借入金の返済に充当する償還金
  - (3) 土地及び建物の賃借に係る費用
  - (4) 初度調弁に要する費用
  - (5) 市内短期入所施設、医療提供施設について経営の安定に要する費用
  - (6) 本市以外の地方公共団体が所管する施設についての費用

(補助金の額)

- 第4条 前条第1号及び第3号から第5号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。
  - (1) 対象経費の実支出額
- (2) 事業者公募の募集要綱等で定められた上限額
- 2 前条第2号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。
- (1) 対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額
- (2) 事業者公募の募集要綱等で定められた上限額

(市外施設の特例)

第5条 第3条第6号の施設であって、本市からの入所児(者)が入(通)所している施設に対する補助 金交付の可否及び金額等については、当該所管庁と協議して交付する。

(暴力団排除)

第6条 施設又はその運営法人等において、代表者又は役員のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、「民間障害児(者)施設等運営費補助金交付申請書」(第1号様式)、交付申請額内訳書、運営法人の当該年度の予算書及びその他必要な文書を川崎市長(以下「市長」という。)に提出する。

(交付条件)

- 第8条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助金の交付を受けた者は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用してはならない。
  - (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業を変更(中止又は廃止等)しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに報告し、指示を受けなければならない。
  - (4) 補助金の交付を受けた者は、補助事業が終了するときは、市長に報告しなければならない。
  - (5) その他、この要綱の規定を遵守しなければならない。
  - (6) その他市長が定める条件

(補助金交付の決定)

- 第9条 市長は、第7条に規定する交付申請があったときは、その内容について審査し、補助金交付の可 否及び補助金額を決定し、川崎市指令書(第2号様式)により当該申請を行った法人に通知するものと する。
- 2 市長は、次の各号に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。
- (1) 助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が 困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
- 3 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助金交付の決定を受けた法人(以下「補助金交付法人」という。)(ただし市内法人に限る)による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者が補助事業に係る工事の 発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又 は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の 性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- イ その他市長が必要と認めるとき。
- (2) その他市長が必要と認める条件

(補助事業の変更・中止・廃止)

第10条 補助金交付法人は、当該助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合並びに事業を中止又は廃止する場合においては、「民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る事業の変更・中

止・廃止承認申請書」(第3号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(変更・中止・廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、「民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認決定通知書」(第4号様式)により、補助金交付法人に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、補助金交付法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) この要綱の規定に従って補助事業を行わなかったとき。
  - (4) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(調査等)

- 第13条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者の経理等の状況について、調査することができる。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱の定めに違反したときは、補助金の一部又は全部の返還 を命じることができる。

(支出特例等)

- 第14条 市内の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、前金払又は概算払で支出する ことができる。
- 2 市外の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、概算払で支出することができる。
- 3 補助事業に対し、交付の決定を受けた補助金に不足が生じたときは、当該年度の3月末日までに「民間障害児(者)施設等運営費補助金追加交付申請書」(第5号様式)等を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第15条 この補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助 事業が完了する前に川崎市の会計年度が終了したときは終了の日までに次に掲げる資料を提出しなけれ ばならない。この場合、補助金に剰余額が生じたときは、その額を返還するものとする。
  - (1) 実績報告書
  - (2) 発注実績報告書(第7号様式)
  - (3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第8号様式)
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000 円を超える支出となる案件について記載するものとし、第9条第3項第1号の規定により市内中小企業 者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写し を添付するものとする。
- 3 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を 提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内

かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載 内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者 を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第9条第3項第 1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収 し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 市長は前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「民間障害児(者)施設等運営費補助金補助事業交付確定通知」(第9号様式)により、補助金交付法人に通知するものとする。

(届出事項)

第17条 補助金の交付を受けた者は、住所又は氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)を変更したときは、市長に速やかに届け出なければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、これを保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。(15川健療第85号) 附則
- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附表の独立行政法人福祉医療機構に係る部分については、平成15年10月1日から適用する。(15川健療第688号)
- 2 川崎市内の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に係る平成15年度補助金の精算にあたっては、なお従前の単価に基づく。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。(17川健療第43号) 附則
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(18川健療第27号) 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第3条第1項第2号に定める償還金のうち、平成29年度末までの期間に民間活用推進委員会又 は川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の審議を経て選定された施設の分については、補助 金の額について、「対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額」とあるのを「対象経費の実支出 額」に読み替える。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助 金から適用する。

# 別表 (第2条関係)

法律	事業
障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	・法第5条第7項に規定する生活介護 ・法第5条第8項に規定する短期入所 ・法第5条第11項に規定する障害者支援施設 ・法第5条第12項に規定する自立訓練 ・法第5条第13項に規定する就労移行支援 ・法第5条第14項に規定する就労継続支援
児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	・法第7条に規定する児童福祉(ただし、障害児にかかるものに限る)
医療法(昭和23年法律第205号)	・法第1条の2第2項に規定する医療提供

# 年度民間障害児(者)施設等運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住 所法 人 名代表者名施 設 名

民間障害児(者)施設等運営費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付申 請します。

1 申請額

金

2 添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表

住 所 法人名 代表者

年 月 日付けで申請のありました、 年度民間障害児(者)施設等運営費補助金につきましては、民間障害児(者)施設等運営費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付けて、 円の交付を決定します。

年 月 日

# 川崎市長

- 1 補助金の交付を受けた者は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用しないでください。
- 2 補助金の交付を受けた者は、補助事業を変更(中止又は廃止等)しようとするときは、 市長の承認を受けてください。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに通知の上、指示を受けてください。
- 4 補助金の交付を受けた者は、補助事業が終了するときは、市長に報告してください。
- 5 この助成金の交付時期及び金額は、次のとおりとします。

# 年度民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る 事業の変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者住所法人名代表者名施設名

民間障害児(者)施設等運営費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の変更・中止・廃止理由
- 2 事業の変更・中止・廃止年月日

# 年度民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る 事業の変更・中止・廃止承認決定通知書

号

年 月 日

様

# 川崎市長

年 月 日付け第 号で申請のありました民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 決定内容
- 2 承認の条件

年度民間障害児(者)施設等運営費補助金追加交付申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住 所法 人 名代表者名施 設 名

年 月 日川崎市指令健障計第 号で交付決定を受けた民間障害児(者)施設 等運営費補助金に係る補助事業について、補助金の追加交付を受けたいので、次のとおり追 加交付申請します。

- 1 追加交付の理由
- 2 追加交付申請額
- 3 添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表

年度民間障害児(者)施設等運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住 所法 人 名代表者名施 設 名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児(者)施設等運営費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 1 事業実績

(別紙) 民間障害児(者) 施設等運営費補助事業実績表のとおり

## 2 その他添付書類

収支決算書又は収支を証する書類

### 発注実績報告書

(あて先)川崎市長

申請者 住 所 法 人 名 代表者名 施 設 名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害児(者)施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児(者)施設等運営費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 発注実績(別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。

(単位:円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

#### 2 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い理由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書
- (注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業) ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

# 入札 (見積り) が行えないことに係る理由書

- 1.100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札 又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約
- 2. 発注先
- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4)継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定 業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を 含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由(事由内容を下記に記載)

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

民間障害児(者)施設等運営費補助金交付要綱第15条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業) ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

法人名

施設名

代表者名

印

年度民間障害児(者)施設等運営費補助金補助金補助事業交付確定通知

様

## 川崎市長

年 月 日付け第 号で申請のありました 年度民間障害児(者)施設 等運営費補助金補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 対象施設
- 2 交付条件
- 3 既交付済額
- 4 交付確定額
- 5 過不足額

#### 川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱

制定 平成20年5月19日付 20川健庶第232号 市長決裁改正 平成25年4月1日付 25川健庶第525号 慷福組長軟

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市福祉施設整備資金融資制度(以下「融資制度」という。)を 設けることにより、社会福祉法人が市内に福祉施設を整備する費用に関して、資金調 達の円滑化を図り、もって、市内福祉施設の整備を促進することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1)「社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する 法人(設立予定のものを含む。)をいう。
  - (2)「福祉施設」とは、別表第1に掲げる福祉施設をいう。
  - (3)「融資」とは、川崎市福祉施設整備資金融資をいう。
  - (4)「借受者」とは、融資制度により資金を借り受けた社会福祉法人をいう。
  - (5)「連帯保証人」とは、借受者の債務履行について連帯して保証する者をいう。
  - (6)「取扱金融機関」とは、融資制度の趣旨に賛同し、かつ、この要綱に基づく諸条件による融資を行う金融機関をいう。

(融資の対象)

- 第3条 融資の対象は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
  - (1) 社会福祉法人が市内に福祉施設を整備する事業であること。
- (2) 社会福祉法第6条に基づき市が整備計画を認めた、別表第1に規定する高齢者福祉施設、児童福祉施設及び障害者関係施設並びにこれらに合築する社会福祉施設とする。
- 2 融資の内容は別表第2に掲げる次の施設整備費整備区分とし、資金の使途は次の費用とする。
- (1) 設計費、設計管理費
- (2)建設費
- (3) 設備整備費

(融資限度額)

- 第4条 融資限度額は、次に定める額とする。
  - (1)融資の限度額は、当該福祉施設の整備費(保育所については、施設整備費補助基準額)から補助金及び贈与金を除いた法人自己負担資金に係る金額とし、上限は2億円とする。
  - (2) 前号の限度額の計算は、独立行政法人福祉医療機構貸付金申込書の貸付限度額又 は取扱金融機関が認めた額をもって算定する。

(融資期間)

第5条 融資の期間は、10年とする。

(融資利率)

第6条 融資の利率は、融資実施日の2営業日前における長期プライムレート(取扱金融機関が本市に証書貸付実績を有する場合にあっては、当該金融機関が適用する長期

プライムレート、それ以外の金融機関にあっては、本市指定金融機関が適用する長期 プライムレートをいう。)に1%を上乗せした利率以内とする。ただし、市長がやむを 得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

(連帯保証人及び担保)

- 第7条 借受者は、確実な連帯保証人を原則2人以上つけるものとする。
- 2 担保については、原則徴求しないものとする。

(返済方法)

第8条 借受金の返済は、原則として、元金について、融資実施日から1年間を据置き、 年4回による元金均等返済とし、返済計画に基づき返済しなければならない。

(預託金)

- 第9条 市は、取扱金融機関に対して融資制度に係る原資の預託は、行わないものとする。 (申込方法)
- 第10条 融資の申込みをしようとする者は、市が交付した福祉施設の設置及び運営に 関しての選定通知の写し並びに取扱金融機関の求める資料を提出し、取扱金融機関の 審査を受けなければならない。

(融資の決定)

第11条 取扱金融機関は、融資制度に基づく申込みを受けたときは、速やかに必要な調査及び審査を行い、適当と認めた場合に融資を決定するものとする。また、取扱金融機関は、個人情報保護の遵守に努めなければならない。

(融資資金の交付、支払)

- 第12条 取扱金融機関は、融資に関し所定の手続きを完了したときは、遅滞なく融資金 を交付するものとする。
- 2 借受者は、資金融資を受けた場合は速やかに資金を請負業者に支払わなければならない。

(融資に係る指導)

第13条 市は、融資制度の目的が有効に達せられることを確保するため、必要に応じて 融資に係る事業及び会計状況に関する報告を求めるなど、借受者に対して適正な指導 を行うものとする。

(その他)

第14条 本制度を円滑に進めるため、市は必要な施策の実施に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

## 別表第1 (第2条関係)

#### 高齢者福祉施設

- 1 老人福祉法(昭和33 年法律第133 号)第5 条の3に規定する次の老人福祉施設
- (1)特別養護老人ホーム
- (2) 老人短期入所施設
- (3) 軽費老人ホーム

#### 児童福祉法等に基づく児童福祉施設

- 1 児童福祉法(昭和22 年法律第164 号)第7 条に規定する児童福祉施設
- 2 「特別保育事業の実施について」(平成 12 年 3 月 29 日 児発 247 号 厚生 省児童家庭局長通知)に規定する特別保育事業を実施するために整備する場合も 含む。また、「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」(平成 6 年 6 月 23 日 児発第 605 号 厚生省児童家庭局長通知)に規定する乳幼児健康支援一時預か り事業を実施するために整備する場合も含む。
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 3 条の規定に基づき認定する施設のうち保育所の用 に供する部分を整備する場合を含む。

#### 障害者関係施設

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 2 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち次の障害福祉サービス 事業を実施する施設
  - (1) 生活介護
  - (2) 自立訓練
  - (3) 就労移行支援
  - (4) 就労継続支援

### 合築する社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を目的に整備された施設(上欄の高齢者福祉施設、児童福祉法等に基づく児童福祉施設及び障害者関係施設を除く。)

# 別表第2 (第3条関係)

創設	新たに施設又は設備の整備を行うこと。
増築	既存定員の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築(一部改築を含む。)を行うこと。

### 川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準

(目的)

第1条 この基準は、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成 18 年規則 61 号)第 27 条、川崎市知的障害者福祉法施行細則(昭和 47 年規則第 58 号)第 6 条に基づき、次の各号に掲げる費用の支弁基準を定める。

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する職親委託費
- (3) 第1号の支弁対象となる施設等を運営する法人(以下「事業者」という。)に対して、川崎市が法外で加算する施設経営調整加算(定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算)

(用語の意義)

- 第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)「介護給付費、特例介護給付費」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、 生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援に要する費用をいう。
- (2)「訓練等給付費、特例訓練等給付費」とは、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助に要する費用をいう。
- (3)「定率加算」とは、入所者等の処遇向上を図ることを目的に、川崎市として第2条第1号から第2号に掲げる給付費に上乗せして支弁する加算をいう。
- (4)「実績加算」とは、支援の必要性が高い入所者等を受け入れた場合に、対象者1人について、単価に利用回数を乗じて算出する加算をいう。
- (5)「支援体制加算」とは、専門的なケアを要するため、職員体制を確保している場合に、入所者1人について、日額単価に利用日数を乗じて算出する加算をいう。
- (6)「負担軽減加算」とは、利用者の負担増に配慮して、負担軽減を図る加算をいう。
- (7) 前各号に定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

(支弁基準及び端数処理)

- 第3条 支弁基準は、別表のとおりとする。
- 2 算出結果に端数が生じたときは、1円未満を切り捨てる。

(支弁方法)

第4条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び負担軽減加算(日用品費加算を除く。)については、「全国標準支払システム」を通じ、定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算のうち日用品費加算については、「かながわ自立支援給付費等支払システム」を通じて支弁する。ただし、職親委託費については、当面の間、それら代表者等からの請求に基づき支弁する。

(申請)

- 第5条 実績加算のうち医療支援加算を受けようとする事業者は、実績加算該当者申請書(第1号様式) に、当該加算に該当する旨を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 支援体制加算を受けようとする事業者は、支援体制加算該当施設申請書(第2号様式)に、職員体制を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(認定)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、認定を行い、 事業者に対しその旨を実績加算該当者認定通知書(第4号様式)により通知しなければならない。
- 2 市長は、前条第2項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、認定を行い、事

業者に対しその旨を支援体制加算該当施設認定通知書(第5号様式)により通知しなければならない。 (変更申請)

第7条 前条第1項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、実績加算該当者変更申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、支援体制加算該当施設変更申請書(第8号様式)により市長に申請しなければならない。

#### (変更認定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、変更認定を 行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者変更認定通知書(第9号様式)により通知しなければならな い。

2 市長は、前条第2項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を支援体制加算該当施設変更認定通知書(第10号様式)により通知しなければならない。

#### (算定の開始時期等)

第9条 事業者は、第6条及び第8条の規定に基づき認定を受けた加算については、第5条及び第7条の規定に基づく申請が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、別途通知を行う場合はこの限りでない。

- 2 当該加算が算定されなくなった事実が発生した日から当該加算の算定は行わないものとする。
- 3 実績加算のうち行動障害加算・重複障害加算・重度障害加算については、障害福祉サービス受給者証 に当該加算に該当する旨が明記されている利用者を受け入れた場合に算定する。

#### (市外施設)

第10条 本市以外の地方公共団体が所管する施設に対しては、当該施設を所管する地方公共団体との協議のうえ、当該団体の定めるところにより支弁する。

#### (不正利得の徴収)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により費用の支弁を受けた者があるときは、その者から、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、事業者が、偽りその他不正の行為により費用の支弁を受けたときは、その事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

### 附則

- 1 この支弁基準は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の制定に伴い、「川崎市支援費及び処遇改善費支弁基準」は廃止する。

#### 附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

# 1-1 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

項目	内容等
支弁対象者	
経費の使途	国が定める基準による。
各月の支弁額	

## 1-2 職親委託費

項目	内容等	
支弁対象者	国が定める基準による。	
経費の使途	国がためる基準による。	
各月の支弁額	32,000 円	

# 2-1 定率加算(市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。)

対象となるサー	   生活介護、短期入所(医療型を除く。)、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型
ビスの種類	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型
支弁額	給付費等(加算を除く。)に5%を乗じた額(ただし、短期入所は10%を乗じた額)

# 2-2 実績加算(市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。)

加算の種類	内 容	単 価	対象となるサービ スの種類
⊙ 行動障害加算	障害支援区分3以上で、かつ認定調査項目の うち行動関連項目(9項目)の合計点数が6 点以上の行動障害のある利用者を受け入れ た場合に加算	3,720円 (1日につき)	生活介護 短期入所(医療型を除く。) 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型
② 重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級 又は2級を所持している利用者を受け入れ	2, 970 円	生活介護 短期入所(医療型

	た場合に加算	(1日につき)	を除く。) 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援B型
<ul><li>重度障害加算</li></ul>	重複障害加算の対象者で、身体障害1級(上 下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に 限る。)を所持し、障害支援区分5及び6の 利用者を受け入れた場合に加算	1,650円 (1日につき)	生活介護 短期入所(医療型を除く。) 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型
◎ 医療支援加算	看護師を常勤換算で1人以上配置している 施設が経管栄養や気管切開の処理等の医療 的ケアが常時必要な利用者を受け入れた場 合に加算	3,310円 (1日につき)	生活介護 施設入所支援 機能訓練
⑤ 送迎加算	日常的に通所困難な者で、送迎サービス利用登録している通所施設の利用者または、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び療養介護利用者で他の障害福祉サービス事業所で日中活動を行うために送迎を実施した利用者について、下記分類に応じて加算 (分類) [居宅と事業所との間の送迎を行った場合(ドアツードア方式)] 1 送迎加算 I については法に規定する送	送迎加算 I 200 円 送迎加算 II 270 円 送迎加算 III 410 円 送迎加算 IV 400 円	療養介護 生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型
	迎加算を 49 単位算定している場合に加算  2 送迎加算 II については法に規定する送 迎加算を 21 単位算定している場合に加算  3 送迎加算 III については法に規定する送 迎加算を 10 単位算定している場合に加算	送迎加算V 130円 送迎加算VI 270円	

	4 送迎加算IVについては上記1から3を 算定できないが、居宅と事業所との間の送 迎を実施した場合に加算	送迎加算 <b>VII</b> 400円	
	[集合場所等と事業所との間の送迎を行った場合(ポイント送迎方式)]	(片道につき)	
	5 送迎加算Vについては法に規定する送 迎加算を21単位算定している場合に加算 6 送迎加算VIについては法に規定する送 迎加算を10単位算定している場合に加算		
	7 送迎加算VIIについては上記5及び6を 算定できないが、集合場所等と事業所との 間の送迎を実施した場合に加算		
	* 請求時に算定した加算の種別を記載した 実績記録票を提出すること		
⑥ 入浴加算	入浴サービスの提供が利用計画に位置付けられている利用者について加算 ※請求時に実績記録票を提出	400円 (1日につき)	生活介護 機能訓練
<ul><li>◎ 療養介護加算 (一般分)</li></ul>	市内施設における療養介護事業の利用者について加算	川崎市児童入所 施設等支弁基準 において定める 額に準じる	療養介護
® 超重症者・準超 重症者加算	市内施設における療養介護事業の利用者で、 医療スコア 10 点以上の利用者について加算	川崎市児童入所 施設等支弁基準 において定める 額に準じる	療養介護
<ul><li>事独型短期入 所加算</li></ul>	市内単独型短期入所事業所(経営の安定に要する費用に対して本市の補助金が交付されている事業所を除く。)で、利用者を受け入れた場合に加算	3, 200 円 (1 日につき)	短期入所(医療型を除く。)

2-3 支援体制加算(市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。)

加算の種類	内容	単 価	対象となるサービ スの種類
① 健康管理加算	健康管理加算 I	健康管理加算 I	生活介護
	看護職員を常勤換算で1人以上配置して、	   利用定員~20 人	施設入所支援機能訓練
	利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加	580 円	生活訓練
	算(兼務の場合は、主たる勤務地となる施	利用定員 21~40 人	宿泊型自立訓練
	設・事業所のみ算定)	520 円	就労継続支援B型
	※ 看護職員の配置が常勤的非常勤(1日6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤	利用定員 41~60 人	
	職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合はなるようなまなどもでは、	460 円	
	合も含む)に該当する場合、当該加算単価   を7割に減じた額を加算	利用定員 61~80 人	
	 	400 円	
	おいて日中活動が行われていない日の	利用定員 81 人~	
	み算定可	340 円	
	* 生活介護の常勤看護職員等配置加算 I を算定している場合には、当該加算単価	   健康管理加算 II	
	を減じた額を加算。常勤看護職員等配置	利用定員~20人	
	加算Ⅱを算定している場合には、当該加 算の算定はできない。	640 円	
	   * 生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配	利用定員 21~40 人	
	置加算を算定している場合には、当該加	600 円	
	算単価を減じた額を加算	利用定員 41~60 人	
		560 円	
		利用定員 61~80 人	
	健康管理加算Ⅱ	520 円	
	看護職員を常勤換算で2人以上配置する か、1人以上配置かつ医療支援加算対象者	   利用定員 81 人~ 	
	が2人以上の事業所において、利用者の健	480 円	
	康管理を行っている施設・事業所の定員区 分に応じ、全利用者に対して加算	(1日につき)	
	* 施設入所支援については、当該事業所に		

おいて日中活動が行われていない日の み算定可	
* 生活介護の常勤看護職員等配置加算 I 又は II を算定している場合には、当該加 算単価を減じた額を加算	
* 生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加 算単価を減じた額を加算	

② 栄養管理加算	栄養士を常勤換算で1人以上配置して、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている施設・事業所の全利用者に対し加算(兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定)	300円(1日につき)	生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型
	* 同一事業所において施設入所支援を併 用している場合は除く		
③ 食事指導加算	生活支援員による食事中の見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算(当面の間の経過措置) *食事の提供を受けていることを前提とする	短期入所 450 円 施設入所支援·宿泊 型自立訓練 250 円	生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練
		その他 200円	就労継続支援B型

# 2-4 負担軽減加算

	- 201-1200001				
	加算の種類	内容	単価	対象となるサービス の種類	
	)日用品費加 算	療養介護および施設入所(児童福祉法から転換した施設に限る)に入所する20歳未満の利用者の処遇に要する日用品費の実費負担分について、3,000円を上限に加算	上限 3,000 円 ( 1 月 に つ き)	療養介護 施設入所 (ただし、児童福祉法 から転換した施設に 限る。)	
@	就労移行支 援負担軽減 加算	就労移行支援事業を利用する場合に、月額負担額が0円となるよう加算する		就労移行支援	
3	就労継続支 援負担軽減 加算	就労継続支援B型事業を利用する場合に、月 額負担額が0円となるよう加算する。		就労継続支援B型	

# 2-5 身体・知的障害者支援施設運営費(市外施設に限る。)

項目	内容等	
支弁対象者		
経費の使途	当該施設を所管する地方公共団体が定める基準による。	
各月の支弁額の算式		

### 年度医療支援加算該当者申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 法人名 代表者名 施設名 事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第5条第1項に基づき、医療支援加算が 算定できる利用者を受け入れているので、次のとおり申請します。

- 1 対象となるサービス種類
  - □ 生活介護 □ 施設入所支援 □ 機能訓練

- 2 加算該当者
  - 別紙「該当者名簿」のとおり
- 3 添付書類
  - ・ 医師の指示書または診療情報提供書
    - \* 主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

## 年度支援体制加算該当施設申請書

年	月	F
+-	Л	

(宛先) 川崎市長

申請者 法 人 名 代表者名 施 設 名 事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第5条第2項に基づき、支援体制加算が算定できる体制を整えているので、次のとおり申請します。

1	健康官理加昇 ・ 対象有無 ・ 類型 ・ 対象サービス	( $\square$	有 □ 無 ) I型 □ I型(常勤的非常勤*) □ II型 ) 生活介護 □ 施設入所支援 □ 機能訓練 □ 生活語宿泊型自立訓練 □ 就労継続支援B型	訓練 ]
	* 常勤的非常勤 件を満たす場合		日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員をいい、複数	人でこの要
2	栄養管理加算 ・ 対象有無 ・ 対象サービス		有 □ 無 ) 生活介護 □ 機能訓練 □ 生活訓練 □ 宿泊型自立 就労継続支援B型	左訓練 ]
3	食事指導加算 ・ 対象有無 ・ 対象サービス		有 □ 無 ) 生活介護 □ 短期入所 □ 施設入所支援 □ 機能記 生活訓練 □ 宿泊型自立訓練 □ 就労継続支援B型	訓練

4 加算にかかる人員の内訳(1事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること)

		   看記	<b>養</b> 師	       栄 <mark></mark>	<b></b>	   生活支援員 	(食事中)
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
公子来; <del>本来</del>	常勤(人)						
従業者数	非常勤(人)						
常勤換算後	その人数(人)						

## 5 添付書類

- ・ 勤務形態一覧(サービス種類ごと)
- ・ 看護師、栄養士の資格証(写し)

川健障計第 号 年 月 日

## 年度医療支援加算該当者認定通知書

様

住 所

法人名

代表者名

施設名

事業所番号

川崎市長印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第6条第1項に基づき、医療支援加算が 算定できる利用者は別紙のとおりであると認定します。

認定年月日 年 月 日

住 所法 人 名

## 年度支援体制加算該当施設認定通知書

代表者名 施 設 名 事業所番号	様						
3332114					川崎市長		卸
川崎市給付費等及 制を整えていると認		整加算支弁	基準第6条第	2項に基づき	き、体制支援	加算が算定でき	る体
<ol> <li>健康管理加算</li> <li>対象有無</li> <li>類型</li> <li>対象サービス</li> </ol>	∫ □ 生活		型(常勤的非 施設入所支			」 生活訓練	
* 常勤的非常勤 件を満たす場合		時間以上かっ	⊃月 20 日以上	:勤務する非常	常勤職員をい	い、複数人でこ	.の要
<ul><li>2 栄養管理加算</li><li>・ 対象有無</li><li>・ 対象サービス</li></ul>	( p 有 ( p 生活 ( p 就労	□ 無 ) 介護 □ 継続支援B <sup>₹</sup>	機能訓練 型	口 生活訓	練 口 1	<b>宿泊型自立訓練</b>	
<ul><li>3 食事指導加算</li><li>・ 対象有無</li><li>・ 対象サービス</li></ul>	( p 有 ( p 生活 ( p 生活	介護  □	短期入所		、所支援 ロ 就労継続支打	機能訓練 爰B型	

認定年月日 年 月 日

## 年度医療支援加算該当者変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 法 人 名 代表者名 施 設 名 事業所番号

年 月 日付けで認定された医療支援加算が算定できる利用者について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 対象となるサービス種類
  - □ 生活介護 □ 施設入所支援 □ 機能訓練
- 2 加算該当者
  - ・ 別紙「該当者名簿」のとおり
- 3 添付書類(追加される該当者について添付すること)
  - 医師の指示書または診療情報提供書
    - \* 主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

## 年度支援体制加算該当施設変更申請書

年	月	
平.	Н	

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 法 人 名 代表者名 施 設 名 事業所番号

年 月 日付けで認定された支援体制加算が算定できる体制について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第7条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1	健康官理加昇     対象有無	( 🗆	有 口	無 )					
	• 類型	( _			勤的非常勤※	) 🗆	Ⅱ型 )		
	・ 対象サービス		生活介護	□ 施設/		□ 機能訓	練 ロ 🧐	生活訓練	
	* 常勤的非常 件を満たす場		日6時間以	上かつ月 20	日以上勤務で	する非常勤晴	践員をいい、	複数人でこの	の要
2	栄養管理加算 ・ 対象有無 ・ 対象サービス				訓練  □	生活訓練	口 宿泊	型自立訓練	
3	食事指導加算 ・ 対象有無 ・ 対象サービス		有 口 生活介護 生活訓練	無 )	入所 ロ型自立訓練	施設入所支口 就労	援 □ 機能継続支援B	能訓練 型	
4	加算にかかる人	、員の内訳	(1事業所	で複数サート	ごスが対象σ	り場合は合計	人数を記入	すること)	_
			看記	<b>養</b> 師	       栄剤	<b></b>	生活支援員	(食事中)	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常	勤(人)							

## 5 添付書類

従業者数

・ 勤務形態一覧 (サービス種類ごと)

非常勤(人)

常勤換算後の人数(人)

・ 看護師、栄養士の資格証(写し)

川健障計第 号 年 月 日

## 年度医療支援加算該当者変更認定通知書

住 所

法人名

代表者名

様

施設名

事業所番号

川崎市長 印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第8条第1項に基づき、医療支援加算が 算定できる利用者は別紙のとおりであると変更認定します。

変更認定年月日 年 月 日

住 所

# 年度支援体制加算該当施設変更認定通知書

<b>公</b> 八 名					
代表者名	様				
施 設 名					
事業所番号					
				川崎市長	印
川崎市給付費等及 制を整えていると認分		章支弁基準第8条第	2項に基づき、	体制支援加算が算定でき	る体
<ol> <li>健康管理加算</li> <li>対象有無</li> <li>類型</li> <li>対象サービス</li> </ol>	( p 有 p p p p p p p p p p p p p p p p p	無 ) I型(常勤的非 □ 施設入所支 江訓練 □ 就労	常勤※) □ 援 □ 機能 継続支援B型	Ⅱ型 ) 訓練 □ 生活訓練	
* 常勤的非常勤 件を満たす場合		、上かつ月 20 日以上	亡勤務する非常勤	<b>肋職員をいい、複数人でこ</b>	の要
<ul><li>2 栄養管理加算</li><li>・ 対象有無</li><li>・ 対象サービス</li></ul>	( □ 有 □ ( □ 生活介護 □ 就労継続支	無 ) □ 機能訓練 E援B型	口 生活訓練	· 口 宿泊型自立訓練	į )
<ul><li>3 食事指導加算</li><li>・ 対象有無</li><li>・ 対象サービス</li></ul>	( p 有 p p	無 ) □ 短期入所 □ 宿泊型自立	□ 施設入所 訓練 □ 就	支援 ロ 機能訓練 労継続支援B型	

変更認定年月日 年 月 日

## 川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準

30川健障計第795号 平成30年10月1日付 市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条に規定する共同生活援助の 事業の運営に係る費用の助成を目的として、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第61号)第25条に基づき、 法に規定する指定共同生活援助事業を行う事業者(以下「事業者」という。)に対して、 川崎市が法外で加算する運営費の支弁基準等について必要な事項を定める。

#### (用語の意義)

- 第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 「世話人体制確保加算」とは、入居者に対して良質なサービスの提供を実現する ために必要な世話人体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
  - (2)「初期加算」とは、共同生活住居を新設又は増設したことにより、利用者を新規に 受け入れた場合、新設日又は増設日から1年間を限度として支弁する加算をいう。
- (3)「夜間体制加算」とは、入居者に対して夜間帯のサービス提供を行なうために必要な夜間支援員の体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (4)「土日等日中支援加算」とは、日中通所する事業所が開所していない土日等に支援 を要する入居者に対してサービスを行なうために必要な世話人体制を確保すること を目的に支弁する加算をいう。
- (5)「家賃助成加算」とは、知的障害者及び身体障害者を主たる対象者とする共同生活 住居の入居者に対して、事業者に支払う家賃額を軽減することを目的に支弁する加算 をいう。
- (6)「行動障害加算」とは、行動上著しい困難を有する入居者を介護する体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (7)「重複障害加算」とは、障害が重複している入居者に対して支援を行う体制を確保 することを目的に支弁する加算をいう。
- (8)「重度障害加算」とは、重複障害加算の対象でありかつ障害の程度が重い入居者に対して支援を行う体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。

#### (支弁基準)

第3条 支弁基準は、別表1から8のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市外に設置される法に規定する指定共同生活援助事業所 (以下「事業所」という。)については、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体 が定めた基準により支弁する。ただし、県外に設置される事業所については、当該事 業所の所在地を管轄する地方公共団体と協議のうえ決定する。

#### (支弁方法)

第4条 原則として、かながわ自立支援給付等支払システムを通じて支弁する。

#### (調査)

第5条 市長は、必要と認めるときは、第2条に掲げる費用の支弁を受けたものに対し、 経理等の状況について調査することができる。

## (不正利得の徴収)

- 第6条 市長は、偽りその他不正の手段により費用の支弁を受けた者があるときは、その者から、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市長は、事業者が、偽りその他不正の行為により費用の支弁を受けたときは、その 事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

#### (書類の整備等)

- 第7条 第2条に掲げる費用の支弁を受けたものは、当該事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該年度の完了の日の属する市の会計年度の 翌年度から5年間保管しなければならない。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

#### 附則

- 1 この支弁基準は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 川崎市知的障害者グループホーム運営事業補助金等交付要綱(昭和63年4月1 日施行)は、廃止する。

#### 附則

この改正基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成30年10月1日から施行する。

別表1 世話人体制確保加算(市内事業所に限る)

	対象者	1人あたり月額単価
世話人体制確保加算	区分 6	14,592円
	区分 5	23,104円
	区分 4	29,488円
	区分3	35,872円
	区分 2	41,344円
	I 区分1以下(世話人1:利用者6)	44,992円
	Ⅱ 区分1以下(世話人1:利用者10)	19,152円

<sup>※「</sup>区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

別表2 初期加算(市内事業所に限る)

	対象者	1人あたり月額単価	支給期間
初期加算	新設又は増設された共同生	36,480円	新設又は増設された日
	活住居の入居者		から1年間

<sup>※</sup>対象者が入居から1年以内に退去した場合は、新設日又は増設日から1年間に限り、その対象者に代わり新たに入居した者を対象として初期加算を支弁することができる。

別表3 夜間体制加算(市内事業所に限る)

	対象者	1人あたり日額単価
夜間体制加算	区分5以上	2,000円

<sup>※「</sup>区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

別表4 土日等日中支援加算(市内事業所に限る)

	対象者	サービス時間	1人あたり日額単価
土日等日中支援加算	区分4以上	2時間未満	0円
		2時間以上	1,250円
		4時間未満	
		4時間以上	2,500円

<sup>※「</sup>区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

<sup>\*</sup> I 及びII については、平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省告示第 5 2 2 号に規定される基準による。

別表 5 家賃助成加算

対象者	1人あたり月額単価
知的障害者及び身体障害者を主たる対象	27,000円
者とする共同生活住居の入居者のうち、	
生活保護受給者を除くもの	
	知的障害者及び身体障害者を主たる対象者とする共同生活住居の入居者のうち、

- ※ 1人あたり月額単価と、家賃から法第34条に規定する補足給付等の入居者が受ける家賃助成を除いた額を比較し、安価な方を加算の対象とする。
- \* 上記において家賃とは、事業者が入居者と交わした利用契約書等に記載されている、入居者が 支払わなければならない家賃を指すものとする。

別表6 行動障害加算(市内事業所に限る)

	対象者	1人あたり日額単価
行動障害加算	区分3以上で、かつ認定調査項目のうち	2,000円
	行動関連項目(9項目)の合計点数が6	
	点以上の行動障害のある入居者	

- ※「区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。
- ※「行動関連項目」とは、「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準(24川健障計第2
- 01号)」の行動障害加算に定められた認定調査項目を指す。
- ※ 外泊時は算定対象外。

別表7 重複障害加算(市内事業所に限る)

	対象者	1人あたり日額単価
重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳	2,000円
	1級又は2級を所持している入居者	

- ※ 当該対象者の居宅介護等の利用日においては、加算額を減算(80%算定)する。
- ※ 外泊時は算定対象外。

別表8 重度障害加算(市内事業所に限る)

	対象者	1人あたり日額単価
重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害者手	1,650円
	帳1級(上下肢障害、体幹機能障害及び運	
	動機能障害に限る。)を所持し、障害支援	
	区分5及び6の入居者	

<sup>※</sup> 当該対象者の居宅介護等の利用日においては、加算額を減算(80%算定)する。

<sup>※</sup> 外泊時は算定対象外。

#### 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助事業(以下、「共同生活援助事業」という。)を市内で実施する法人(以下、「事業者」という。)に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助の対象等)

- 第2条 この補助金の対象者は事業者とし、補助事業の対象期間は本市会計期間(4月1日~翌年3月31日まで)とし、その対象経費は、次のとおりとする。
- (1) 事業者が身体障害者又は知的障害者を主たる対象として共同生活援助事業を行うにあたって、 入居者の日常生活の援助及び介護に要する事務的経費
- (2) 事業者が精神障害者を主たる対象として共同生活援助事業を行う住居の確保、維持にかかる 経費

(補助額等の算出方法等)

第3条 補助金の費目、対象範囲及び補助基準等は別表のとおりとする。

(申請等)

第4条 第2条に規定する補助金の交付申請は、事業者が川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付申請書(第1号様式)により市長に対し行うものとする。

(交付の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定により受理した申請書を審査し適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付決定通知書兼指令書(第2号様式)により事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定により受理した申請書を審査し不適当と認めたときは、補助金の不交付決定 を行い、川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により事業 者に通知するものとする。

(交付の方法)

- 第6条 市長は、事業者の運営資金等の状況により、必要と認められる場合は補助金を概算払いで交付することができる。
- 2 補助金の交付は、予算執行の都合により分割して交付することができるものとする。 (補助金交付の変更申請)
- 第7条 事業者は、共同生活援助事業の内容変更に伴い、補助金交付額に変更が生じる場合は、川崎市 障害者共同生活援助事業運営費補助金交付変更申請書(第4号様式)により、市長に申請するもの とする。

- 2 前項の変更申請に係る手続きについては、補助金交付申請の手続きに準じるものとする。 (調査)
- 第8条 市長は、必要と認めるときには、補助金の交付を受けた事業者に対し、経理等の状況につい て調査することができる。

(実績報告)

第9条 第5条に規定する交付決定を受けた事業者は、川崎市障害者共同生活援助事業運営費実績報告書(第5号様式)により共同生活援助事業完了の日から起算して30日以内に実績報告を行わなければならない。

(額の確定及び精算)

第 10 条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、内容を審査し交付条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の精算を行うものとする。

(書類の整備等)

- 第 11 条 補助金の交付決定を受けた事業者は、当該補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該年度の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5 年間保管しなければならない。

(報告及び監査)

第12条 市長は、必要と認めるときには、事業者に対して、関係書類の提出及び報告を求め、事業内容 を監査することができるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(川崎市知的障害者共同生活介護・共同生活援助補助金交付要綱等の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎知的障害者共同生活介護・共同生活援助運営事業補助金交付要綱(平成18年10月1日施行)及び川崎市精神障害者グループホーム事業補助金交付要綱(平成2年10月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 身体障害者又は知的障害者を主たる対象とする共同生活援助事業

費目	対象範囲	補助基準	
バックアップ	入居者の日常生活の援助及び	事業者の総利用定員(名)	基準額(年額)
事務費	介護に要する事務的経費	4から5名	100,000円
		6から10名	200,000円
		11 から 15 名	300,000円
		16 から 20 名	400,000 円
		21 から 25 名	500,000円
		26 から 30 名	600,000円
		31 名以上	700,000円

- ※ 補助額は、基準額と実際に要した経費を比較して、いずれか少ない額とする。
- ※ 年度途中に新規開設及び廃止する場合は、月割計算により基準額を算定する。

算定式:基準額×年度内の開設月数/12 (10 円未満の端数は切り捨て)

※ 年度途中に増設する場合は、増設前後の基準額にそれぞれの月数を乗じた和を 12 で除して算定する。

算定式:{(基準額×月数)+(基準額×月数)+・・・}/12(10円未満の端数は切り捨て)

別表 2 精神障害者を主たる対象とする共同生活援助事業

費目	対象範囲	補助基準額(共同生活住居単位)
家賃等補助	家賃、その他家屋確保及び契約に必要な	110,000円/月
	諸経費(共益費、更新料、火災保険料)	
賠償責任保険料	賠償責任保険の加入に要する経費	3,000円/年
補助		

- ※ 家賃等補助の算定は、「補助基準額」と「対象範囲の経費に要した実支出額から 利用者が負担した額を差し引いた額」を比較し、いずれか少ない額とする。ここでい う「利用者が負担した額」とは、利用者が事業者に支払った家賃等に障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第2号 に規定する特定障害者特別給付費を加えた額とする。
- ※ 家賃等補助については、 補助対象月は、事業開始の日の属する月からとする。また、廃止 の場合は、廃止による事業終了の日が属する月までを補助対象月とする。

#### 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付申請書

(あて先) 川崎市長

住 所

法人名

代表者

印

年度川崎市障害者共同生活援助運営事業について補助金の交付を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 交付申請額の算出内訳 別紙のとおり
- 3 添付書類
- (1) 共同生活援助事業計画書
- (2) 指定書の写し
- (3) 法人収支予算書
- (4) 事業所収支予算書
- (5) その他参考となる書類

川崎市指令健障計第号 年 月 日

住 所 法人名 代表者

川崎市長

川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付決定通知書兼指令書

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市障害者共同生活援助事業 運営費補助金については、次の条件を付けて金

円を交付します。

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないでください。
- この補助金に係る申請の内容を変更する必要が生じたときは、川崎市障害者共同生活援 助事業運営費補助金交付要綱第7条に基づき、所定の手続きをとってください。
- 3 共同生活援助事業を完了したとき(中止又は廃止の場合を含む。)は、実績報告書(第5 **号様式)を完了の日から起算して30日以内に提出してください。**
- 4 この補助金に係る収支を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補 助金の使途を明らかにしておいてください。
- 5 前項の支出額に係る支出内容を証する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完 了した月の属する年度の終了後5年間保存しておいてください。
- 6 次の各号のいずれかに該当すると、市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を 取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがありま す。
  - (1)正当な理由無く共同生活援助事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき。
  - (2) 共同生活援助事業を中止又は廃止したとき。
  - (3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき。
  - (4)この交付条件に違反したとき。
  - (5) この補助金を概算払いで交付され、共同生活援助事業完了後に余剰金が生じた
- 7 この交付決定の内容又は条件に不服があるときは、この決定があったことを知った日か ら起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

川健障計第 号

年 月 日

住 所

法人名

代表者

川崎市長印

川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金不交付決定通知

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市障害者共同生活援助事業 運営費補助金については、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

(理由)

## 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付変更申請書

(あて先) 川崎市長

住 所

法人名

代表者

印

年度川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金について、変更が生じましたので関係書類を添えて、変更交付申請します。

1 変更後の申請額(A)

円

2 既交付決定額(B)

円

3 追加交付申請額(A)-(B)

円

4 追加交付申請額の算出内訳 別紙のとおり

## 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金実績報告書

(あて先) 川崎市長

住 所

法人名

代表者

囙

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金の実績報告を次のとおり報告します。

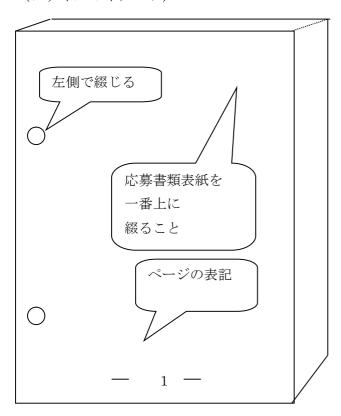
- 1 補助金精算書 別紙のとおり
- 2 添付書類
  - (1) 共同生活援助事業報告書
  - (2) 法人決算書
  - (3) 共同生活援助事業所決算書

## 応募書類の体裁

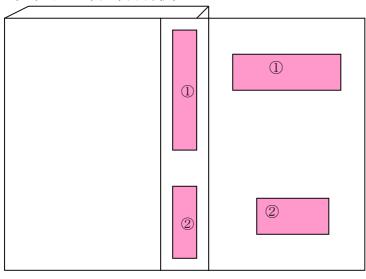
応募書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- □ 「応募書類表紙」(別紙)を一番上に綴る。
- □ ページをつける。(付番は「通し番号」とする)
- □ 全体をフラットファイル等で綴る。

#### (ファイルのイメージ)



## (ファイルの表の表示方法)



タイトル名を記載してください。また、「正本・副本」の表示をしてください。

例「高津区障害福祉サービ ス事業所応募書類 正本」 等

② 法人名を記載してください。

#### 障害福祉サービス事業所設置・運営法人選考に係る選定基準について

障害福祉サービス事業所の選考において、次の審査基準に重点をおき評価しますのでご留意ください。

#### 1 書類審査

- (1) 基本方針が適切であること。
- (2) 施設整備計画及び運営計画が適切であること。
- (3) 利用者の健康管理・衛生管理が適切であること。
- (4) 危機管理・安全管理が適切であること。
- (5) 市民の平等な利用について配慮されていること。
- (6) 施設運営に利用者意見が適切に反映されていること。
- (7) 上乗せ提案の内容が効果的であること。
- (8) 経費の縮減や業務改善が適切であること。
- (9) 職員体制が適切であること。
- (10) 施設管理に対する考え方が適切であること。
- (11) 事業実績が適切であること。
- (12) 情報公開、個人情報保護及びコンプライアンスに対する認識が適切であること。
- (13) 収支計画が適切であること。
- (14) 法人の運営状況が安定していること。
- (15) 地域の福祉サービス拠点としての考え方及び地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応した取組 が適切であること。

#### 2 而接審查

- (1) 応募の動機が認められること。
- (2)強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。
- (3) 障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携(地域還元を含む)に対する考え方が適正であること。
- (6) 面接により得られた内容と、提出されている書類との内容に相違点が無いこと。

#### 3 設置・運営法人の決定

- (1) 設置・運営法人の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定する。
- (2) 書類審査及び面接審査の得点合計が満点の60%に満たない場合は、失格とする。

# 選定結果の公表について

川崎市福祉施設等設置・運営法人の選定において、より一層の公平性・公正性等を確保 するため、次のとおり選定結果等情報を公表いたします。

1 選定結果の公表

选化和为	選正結果の公衣		
		民設民営	
施設概	施設概要(名称・所在地)		0
指定期	間		_
経緯	経 緯		0
応募団	応募団体名		0
外部委員氏名		〇 (注1)	
選定理	選定理由		0
	点数	合 計	0
		選定基準ごと	0
審査結果	団体 名称	選定団体名	0
和木		次点以下の 団体名	0
提案内容		○ 選定団体 のみ	

注1)公表によって、当該委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合 等については、川崎市情報公開条例第8条第3号の規定に基づき、例外的に非公表と する。

## 2 委員会の公開等

		民設民営
委員会の公開	選定に係る委員会	非公開
	導入及び評価に係る委員会	_
議事録の作成		作成※

※本委員会においては、要約方式により作成するものとする。

# 整備に係る入札の流れ

1.条件の設定

○入札への参加要件等の設定を行ってください。



2.市へ内容確認

○設定した応札参加条件やスケジュールを市に報告してください。



3.公 告

○新聞やホームページなどで広く周知してください。



4.説 明 会

○業者が一堂に会すなど、談合の要因となるような方法を避けて、場所 や時間を変えて複数回実施するなど工夫をしてください。



5.応札業者受付

○受付に際しても、談合の要因となるような方法は避けてください。



6.業者適格審查

○審査終了後、市へ参加状況の報告を行ってください。



7.図面渡し

○図面渡しに際しても、談合の要因となるような方法は避けてください。



8.入 札

○入札には、市職員が立ち会います。

○入札後、入札結果表を市に提出してください。



9.契約締結

〇福祉医療機構からの借り入れを行う場合は、必ず契約締結前に貸付内 定通知書の送付を受けてください。